

令和4年9月 定例会

県土整備委員会説明資料

(その2)

県土整備部

目

次

I	提出予定案件	-----	1
1	一般会計・特別会計予算	-----	1
	(1) 繰越明許費	-----	1
2	その他の議案等	-----	9
	(1) 条例案	-----	9
	(2) 受益市町村負担金	-----	10
	(3) 不動産の処分について	-----	17
	(4) 令和3年度徳島県流域下水道事業会計決算の認定について	-----	18
	(5) 徳島県継続費精算報告書について	-----	19
	(6) 令和3年度決算に係る資金不足比率の報告について	-----	22
	(7) 専決処分の報告について	-----	26

I 提出予定案件
 1 一般会計・特別会計予算
 (1) 繰越明許費
 ア 一般会計

(単位：千円)

課名	事業名	予算額	年度内執行予定額	翌年度繰越予定額	繰越理由
道路整備課	道路維持修繕費	4,936,233	4,442,233	494,000	一般国道492号ほか17路線 計画に関する諸条件等のため
	道路局部改良事業費	650,000	455,000	195,000	一般国道438号ほか17路線 計画に関する諸条件等のため
	路側整備事業費	356,523	249,523	107,000	一般国道439号ほか8路線 計画に関する諸条件等のため
	道路改築事業費	3,129,775	1,564,775	1,565,000	一般国道438号ほか7路線 計画に関する諸条件等のため
	緊急地方道路整備事業費	7,748,713	3,214,713	4,534,000	一般国道193号ほか66路線 計画に関する諸条件等のため
	交通安全対策事業費	456,215	319,215	137,000	主要地方道鳴門池田線ほか2路線 計画に関する諸条件等のため
	橋りょう修繕費	200,000	140,000	60,000	主要地方道鳴門池田線ほか3路線 計画に関する諸条件等のため
	計	17,477,459	10,385,459	7,092,000	

(単位：千円)

課 名	事 業 名	予 算 額	年度内執行予定額	翌年度繰越予定額	繰 越 理 由
都 市 計 画 課	街路事業費	1,555,250	777,250	778,000	徳島東環状線 計画に関する諸条件等のため
	緊急地方道路整備事業費	745,800	372,800	373,000	徳島東環状線ほか3路線 計画に関する諸条件等のため
	公園整備事業費	1,495,760	574,760	921,000	鳴門総合運動公園ほか2箇所 計画に関する諸条件等のため
	公園維持修繕費	457,512	411,512	46,000	計画に関する諸条件等のため
	計	4,254,322	2,136,322	2,118,000	

(単位：千円)

課 名	事 業 名	予 算 額	年度内執行予定額	翌年度繰越予定額	繰 越 理 由
住 宅 課	県営住宅建設事業費	2,175,000	1,087,000	1,088,000	新浜町団地建替PFI事業ほか 計画に関する諸条件等のため
	計	2,175,000	1,087,000	1,088,000	

(単位：千円)

課 名	事 業 名	予 算 額	年度内執行予定額	翌年度繰越予定額	繰 越 理 由
水 管 理 政 策 課	堰堤改良事業費	156,500	78,500	78,000	正木ダムほか2箇所 計画に関する諸条件等のため
	計	156,500	78,500	78,000	

(単位：千円)

課 名	事 業 名	予 算 額	年度内執行予定額	翌年度繰越予定額	繰 越 理 由
河 川 整 備 課	河川海岸維持修繕費	2,566,732	2,309,732	257,000	計画に関する諸条件等のため
	河川特殊改良事業費	166,000	116,000	50,000	船戸谷川ほか23河川 計画に関する諸条件等のため
	広域河川改修事業費	1,045,000	522,000	523,000	園瀬川ほか7河川 計画に関する諸条件等のため
	総合流域防災事業費	1,287,000	643,000	644,000	福井川ほか28河川 計画に関する諸条件等のため
	地震・高潮対策河川 事業費	651,000	325,000	326,000	撫養川ほか3箇所 計画に関する諸条件等のため
	河川管理施設長寿命化 事業費	157,500	31,500	126,000	多々羅川ほか3箇所 計画に関する諸条件等のため
	海岸侵食対策事業費	220,000	110,000	110,000	今津坂野海岸（坂野地区）ほか1箇所 計画に関する諸条件等のため
	津波・高潮危機管理対策 緊急事業費	115,000	57,000	58,000	穴喰海岸ほか1箇所 計画に関する諸条件等のため
	海岸堤防等老朽化対策 緊急事業費	283,000	169,000	114,000	計画に関する諸条件等のため
	計	6,491,232	4,283,232	2,208,000	

(単位：千円)

課 名	事 業 名	予 算 額	年度内執行予定額	翌年度繰越予定額	繰 越 理 由
砂防・気候防災課	通常砂防事業費	670,000	335,000	335,000	前山谷ほか14箇所 計画に関する諸条件等のため
	地すべり対策事業費	1,242,000	621,000	621,000	張ほか29箇所 計画に関する諸条件等のため
	急傾斜地崩壊対策事業費	167,000	83,000	84,000	南町(2)ほか8箇所 計画に関する諸条件等のため
	県単独砂防事業費	95,000	66,000	29,000	大久保ほか30箇所 計画に関する諸条件等のため
	砂防維持修繕費	239,346	215,346	24,000	計画に関する諸条件等のため
	県単独急傾斜地崩壊対策 事業費	65,000	45,000	20,000	計画に関する諸条件等のため
	総合流域防災事業費	848,800	424,800	424,000	宇多谷ほか10箇所 計画に関する諸条件等のため
	災害防止対策緊急事業費	100,000	70,000	30,000	計画に関する諸条件等のため
	過年発生河川等施設 災害復旧事業費	292,000	146,000	146,000	計画に関する諸条件等のため
	現年発生河川等施設 災害復旧事業費	6,600,000	5,940,000	660,000	計画に関する諸条件等のため
		計	10,319,146	7,946,146	2,373,000

(単位：千円)

課 名	事 業 名	予 算 額	年度内執行予定額	翌年度繰越予定額	繰 越 理 由
水 ・ 環 境 課	農業集落排水整備事業費	93,500	46,500	47,000	阿南市ほか1市4町 計画に関する諸条件等のため
	公共下水道整備促進 事業費	82,238	49,238	33,000	計画に関する諸条件等のため
	計	175,738	95,738	80,000	

(単位：千円)

課 名	事 業 名	予 算 額	年度内執行予定額	翌年度繰越予定額	繰 越 理 由
運 輸 政 策 課	港湾海岸施設維持補修費	836,666	732,666	104,000	徳島小松島港ほか11港 計画に関する諸条件のため
	県単独港湾整備事業費	917,000	642,000	275,000	徳島小松島港ほか1港 計画に関する諸条件のため
	港湾改修事業費	367,500	183,500	184,000	徳島小松島港 計画に関する諸条件のため
	港湾環境整備事業費	105,000	52,000	53,000	橘港 計画に関する諸条件のため
	港湾海岸保全施設整備 事業費	550,600	80,600	470,000	浅川港海岸ほか4海岸 計画に関する諸条件のため
	港湾補修事業費	732,900	366,900	366,000	徳島小松島港ほか4港 計画に関する諸条件のため
	過年発生港湾施設災害 復旧事業費	105,000	52,000	53,000	徳島小松島港 計画に関する諸条件のため
	現年発生港湾施設災害 復旧事業費	1,000,000	900,000	100,000	徳島小松島港 計画に関する諸条件のため
	計	4,614,666	3,009,666	1,605,000	
合 計	45,664,063	29,022,063	16,642,000		

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例（県土整備政策課）

（改正の理由）

建築基準法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。

（改正の概要）

建築基準法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

（施行期日）

公布の日から施行する。

(2) 受益市町村負担金

ア 令和4年度県単独道路事業費に対する受益市町負担金について（道路整備課）

令和4年度県単独道路事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付記
県単独道路事業	徳島市	道路局部改良事業	円 17,000,000	円 2,550,000	% 15	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴門市	道路局部改良事業	58,000,000	8,700,000	15	
		交通安全対策事業	956,000	95,600	10	
		小計	58,956,000	8,795,600	—	
	小松島市	道路局部改良事業	10,000,000	1,500,000	15	
	阿南市	道路局部改良事業	8,000,000	1,200,000	15	
		交通安全対策事業	956,000	95,600	10	
		小計	8,956,000	1,295,600	—	
	吉野川市	道路局部改良事業	7,000,000	1,050,000	15	
	阿波市	道路局部改良事業	78,000,000	11,700,000	15	
	美馬市	道路局部改良事業	67,000,000	10,050,000	15	
		交通安全対策事業	956,000	95,600	10	
		小計	67,956,000	10,145,600	—	
	三好市	道路局部改良事業	70,000,000	10,500,000	15	

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付記
県単独道路事業	勝浦町	道路局部改良事業	円 17,000,000	円 2,550,000	% 15	
	上勝町	道路局部改良事業	6,000,000	900,000	15	
	石井町	道路局部改良事業	3,500,000	525,000	15	
	神山町	道路局部改良事業	10,000,000	1,500,000	15	
	那賀町	道路局部改良事業	71,000,000	10,650,000	15	
	美波町	道路局部改良事業	2,000,000	300,000	15	
	海陽町	道路局部改良事業	30,000,000	4,500,000	15	
	藍住町	道路局部改良事業	3,000,000	450,000	15	
	上板町	道路局部改良事業	15,000,000	2,250,000	15	
		交通安全対策事業	956,000	95,600	10	
		小計	15,956,000	2,345,600	—	
	つるぎ町	道路局部改良事業	50,000,000	7,500,000	15	
	東みよし町	道路局部改良事業	30,000,000	4,500,000	15	

イ 令和4年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について（都市計画課）

令和4年度県営都市計画事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付記
県営都市計画事業	徳島市	公共街路事業	1,500,000,000 ^円	150,000,000 ^円	1/10	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		県単独街路事業	8,500,000	850,000	1/10	
		緊急地方道路整備事業	560,000,000	56,000,000	1/10	
		小計	2,068,500,000	206,850,000	—	
	石井町	緊急地方道路整備事業	80,000,000	8,000,000	1/10	

ウ 令和4年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について（砂防・気候防災課）

令和4年度県単独砂防事業費等の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付記
県単独砂防事業等	徳島市	急傾斜地崩壊対策事業	22,000,000	1,500,000	5/100・1/10	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		県単独砂防事業	10,625,000	2,656,250	25/100	
		小計	32,625,000	4,156,250	—	
	鳴門市	急傾斜地崩壊対策事業	33,000,000	1,650,000	5/100	
		県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
		小計	33,425,000	1,756,250	—	
	阿南市	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
	吉野川市	県単独砂防事業	2,380,000	595,000	25/100	
	阿波市	県単独砂防事業	5,525,000	1,381,250	25/100	
	美馬市	急傾斜地崩壊対策事業	20,000,000	2,000,000	1/10	
		県単独砂防事業	23,596,000	5,899,000	25/100	
		小計	43,596,000	7,899,000	—	
	三好市	急傾斜地崩壊対策事業	35,000,000	2,250,000	5/100・1/10	
		県単独砂防事業	19,941,000	4,985,250	25/100	
		小計	54,941,000	7,235,250	—	
勝浦町	急傾斜地崩壊対策事業	35,000,000	3,500,000	1/10		
	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100		
	小計	35,425,000	3,606,250	—		

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付記
県単独砂防事業等	上勝町	県単独砂防事業	円 425,000	円 106,250	25/100	
	佐那河内村	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
	神山町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
	那賀町	急傾斜地崩壊対策事業	15,000,000	750,000	5/100	
		県単独砂防事業	4,675,000	1,168,750	25/100	
		小計	19,675,000	1,918,750	—	
	牟岐町	急傾斜地崩壊対策事業	17,000,000	850,000	5/100	
	美波町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
	海陽町	急傾斜地崩壊対策事業	30,000,000	1,500,000	5/100	
		県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
		小計	30,425,000	1,606,250	—	
	板野町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
	上板町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
	つるぎ町	急傾斜地崩壊対策事業	20,000,000	2,000,000	1/10	
		県単独砂防事業	3,332,000	833,000	25/100	
		小計	23,332,000	2,833,000	—	
	東みよし町	急傾斜地崩壊対策事業	22,000,000	2,200,000	1/10	
		県単独砂防事業	6,426,000	1,606,500	25/100	
		小計	28,426,000	3,806,500	—	

エ 令和4年度流域下水道事業費に対する受益市町負担金について（水・環境課）

令和4年度流域下水道事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付記
流域下水道事業	徳島市	旧吉野川流域下水道建設事業	円 12,592,000	円 3,148,000	1/4	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴門市	旧吉野川流域下水道建設事業	28,168,000	7,042,000	1/4	
	松茂町	旧吉野川流域下水道建設事業	6,216,000	1,554,000	1/4	
	北島町	旧吉野川流域下水道建設事業	10,720,000	2,680,000	1/4	
	藍住町	旧吉野川流域下水道建設事業	17,024,000	4,256,000	1/4	
	板野町	旧吉野川流域下水道建設事業	5,280,000	1,320,000	1/4	

オ 令和4年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について（運輸政策課）

令和4年度港湾建設事業費の一部を次のとおり受益市に負担させるものとする。

事業の名称	負担市	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付記
港湾建設事業	徳島市	港湾改修事業	円 350,000,000	円 52,500,000	% 15	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。

(3) 不動産の処分について（運輸政策課）

徳島小松島港津田地区企業用地として，次の県有地を売払いする。

1 売 払 い す る 県 有 地

所 在	地 番	地 目	地 積
徳島市津田海岸町	1146 番 4 ほか 5 筆	雑種地	m ² 29,904.84

2 売 払 予 定 価 格 864,795,007 円

3 売 払 い の 相 手 方 徳島市東沖洲 2 丁目 66 番地
徳島港湾荷役株式会社
代表取締役社長 端村 圭ほか

(4) 令和3年度徳島県流域下水道事業会計決算の認定について

令和3年度徳島県流域下水道事業会計の決算を地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。

(5) 徳島県継続費精算報告書について

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、徳島県継続費精算報告書を次のとおり報告する。

ア 一般会計

令和元年度徳島県継続費精算報告書（道路整備課）

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他			国 支 出 金	地 方 債	そ の 他			国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
8 土木費	2 道路橋りょう費	落合2号トンネル新設事業	元	300,000,000	150,000,000	135,000,000		15,000,000	300,000,000	150,000,000	135,000,000		15,000,000	0	0	0		0
			2	550,000,000	275,000,000	247,000,000	28,000,000		550,000,000	275,000,000	247,000,000	28,000,000		0	0	0	0	
			3	145,245,000	72,622,000	65,000,000	7,000,000	623,000	145,244,800	72,622,400	65,000,000	7,000,000	622,400	200	△400	0	0	600
			計	995,245,000	497,622,000	447,000,000	35,000,000	15,623,000	995,244,800	497,622,400	447,000,000	35,000,000	15,622,400	200	△400	0	0	600
	京田トンネル新設事業	元	300,000,000	175,500,000	112,000,000		12,500,000	300,000,000	175,500,000	112,000,000		12,500,000	0	0	0		0	
		2	800,000,000	468,000,000	298,000,000		34,000,000	800,000,000	468,000,000	298,000,000		34,000,000	0	0	0		0	
		3	99,000,000	58,410,000	36,000,000	4,000,000	590,000	99,000,000	58,410,000	36,000,000	4,000,000	590,000	0	0	0	0	0	
		計	1,199,000,000	701,910,000	446,000,000	4,000,000	47,090,000	1,199,000,000	701,910,000	446,000,000	4,000,000	47,090,000	0	0	0	0	0	

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国支出金	地 方 債	その他			国支出金	地 方 債	その他			国支出金	地 方 債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
		曾江谷新橋上部工架設事業	元	300,000,000	175,500,000	112,000,000	12,000,000	500,000	300,000,000	175,500,000	112,000,000	12,000,000	500,000	0	0	0	0	0
			2	500,000,000	321,750,000	160,000,000		18,250,000	500,000,000	321,750,000	160,000,000		18,250,000	0	0	0		0
			3	147,747,000	95,887,000	46,000,000	5,000,000	860,000	147,746,800	95,887,673	46,000,000	5,000,000	859,127	200	△673	0	0	873
			計	947,747,000	593,137,000	318,000,000	17,000,000	19,610,000	947,746,800	593,137,673	318,000,000	17,000,000	19,609,127	200	△673	0	0	873

(6) 令和3年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度決算に係る資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

運輸政策課

会 計 名	資 金 不 足 比 率
港湾等整備事業特別会計	— %

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。

水・環境課

会 計 名	資 金 不 足 比 率
流域下水道事業会計	— %

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。

徳監第2025号
令和4年9月5日

徳島県知事 飯泉 嘉門 殿

徳島県監査委員
徳同
同同
同同

岡鹿大西梶

崎山寺沢原

悦公健貴一

夫弘司朗哉

令和3年度決算に係る徳島県健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付され
た健全化率及び財政の健全化に關する第1項の規定に基づき審査に付された資金不足比率

資金不足比率審査意見書

- 第 1 監査等の種類の審査
資金不足比率の審査
- 第 2 審査の対象
令和3年度徳島県特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき，知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 第 3 審査の着眼点
・提出された資金不足比率は，法令等に照らし，算出過程に誤りがないか
・その算定の基礎となる事項を記載した書類は，適正に作成されているか
- 第 4 審査の実施内容
審査に当たっては，徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠し，比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行うとともに，関係資料の提出を求め，関係職員の説明を聴取並びに既に実施した定期監査，決算審査及び現金の審査の結果に基づいて実施した。
- 第 5 審査の結果及び意見
審査の結果，資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いかなる点も法令に適合し，健全化に努められた。正確であることが認められた。

会 計 名	令和3年度 資金不足比率	経営健全化基準
徳島県港湾等整備事業特別会計	— %	20 %
徳島県病院事業会計	—	20
徳島県電気事業会計	—	20
徳島県工業用水道事業会計	—	20
徳島県土地造成事業会計	—	20
徳島県駐車場事業会計	—	20
徳島県流域下水道事業会計	—	20

(注) 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載した。

(7) 専決処分^{の報告について}
 損害賠償（道路事故）^{の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について}
 専決処分内容

課 名	和 解 の 相 手 方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
道路整備課	阿波市在住 1名	円 30,000	令和3年9月27日	阿波市地内 (県道津田川島線)	令和4年8月19日
	吉野川市在住 1名	110,000	令和4年3月9日	吉野川市地内 (県道板野川島線)	令和4年8月19日
	美馬市在住 1名	199,000	令和4年3月23日	美馬市地内 (国道492号)	令和4年8月19日
	板野郡藍住町在住 1名	591,000	令和4年4月6日	那賀郡那賀町地内 (国道193号)	令和4年8月19日
	三好市在住 1名	168,000	令和4年4月14日	三好市地内 (県道大利辻線)	令和4年8月19日
	那賀郡那賀町在住 1名	51,000	令和4年5月13日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和4年8月19日
	阿南市在住 1名	164,000	令和4年5月28日	那賀郡那賀町地内 (国道193号)	令和4年8月19日
	高知県高知市在住 1名	649,000	令和4年5月30日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和4年8月19日
	那賀郡那賀町在住 1名	75,000	令和4年6月6日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和4年8月19日

課 名	和 解 の 相 手 方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
道路整備課	阿南市在住 1名	円 66,000	令和4年6月19日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和4年8月19日